第 6 章

労働争議の調整

第1節 概 況

第2節 調整事件の概要

第3節 公益事業の争議行為予告及び実情調査

第6章 労働争議の調整

第1節 概 況

1 調整事件取扱状況

令和5年に係属した調整事件は、労働組合側から新規に申請のあった1件であった(第 1表、第2表)。

第1表 調整種別取扱件数

<u> </u>												
種別	年次	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年	H30 年	R元 年	R2 年	R3 年	R4 年	R5 年	
あっ	せん	2	1	-	2	3(1)	1	1	-	2	1	
調	停	-	-	-	-	-	-	-	1	-	_	
仲	裁	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	
合	計	2	1	_	2	3(1)	1	1	_	2	1	

(注) () の数字は前年からの繰越件数で内数

第2表 調整開始手続別取扱件数 (新規申請分)

				*****		, 1 HIJ75	•					
	手続	年次	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年	H30 年	R元 年	R2 年	R3 年	R4 年	R5 年
F	申請に	よるもの	2	1	-	2	2	1	1	-	2	1
	労働	組合等	2	_	-	2	2	1	1	-	2	1
	使用	者	-	1	_	_	_	_	_	_	_	_
	労使	双方	_	_	_	_	_	_	_	_	-	-
E	申請によ	らないもの	-	_	_	_	_	_	_	_	_	_
	合	計	2	1	-	2	2	1	1	_	2	1

2 業種別・企業規模別取扱状況

新規係属事件の業種は、「教育・学習支援業」が1件であった(第3表、第4表)。

第3表 業種別取扱件数 (新規申請分)

TOX AIRMANIA (A	1770 1	MI 3 7 8 7								
年次 業種	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年	H30 年	R元 年	R2 年	R3 年	R4 年	R5 年
運輸業	2	1	ı	2	_	ı	1	1	1	_
卸売・小売業	ı	1	1	ı	1	1	I	ı	1	-
金融業・保険業	-	-	-	-	1	ı	-	-	ı	_
医療・福祉業	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-
教育・学習支援業	-	-	-	-	-	1	-	-	1	1
複合サービス事業	-	-	-	-	-	-	1	-	1	-
サービス業	-	1	-	-	_	-	1	-	-	_
合 計	2	1	_	2	2	1	1	_	2	1

第4表 企業規模別取扱件数 (新規申請分)

<u> </u>	> < 10 0 · 10 1 0			****						
年次 従業員数	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年	H30 年	R元 年	R2 年	R3 年	R4 年	R5 年
1~49 人	1	_	_	_	1	_	-	1	1	_
50~99 人	1	1	_	_	_	_	-	_	-	_
100~499 人	_	_	_	1	1	_	1	_	1	1
500~999 人	_	_	_	-	_	1	_	_	_	_
1,000 人以上	_	_	_	1	_	_	_	_	_	-
合 計	2	1	_	2	2	1	1	_	2	1

3 調整事項別取扱状況

新規係属事件の調整事項は、「団体交渉促進」が1件であった(第5表)。

第5表 調整事項別取扱件数 (新規申請分)

調整事項	年次 調整事項				H29 年	H30 年	R元 年	R2 年	R3 年	R4 年	R5 年
経営・人事		-	1	-	-	2	1	_	-	2	_
	解雇	-		-	-	1	1	_	-	1	_
	その他の経営・人事					1	-	_		1	_
賃金等		2	3	-	1	-	_	_	-	-	_
	賃上げ	2	1	-	-	-	_	_	-	-	=
	一時金	-	2	-	-	-	_	_	-	-	_
	諸手当	-	-	-	-	-	_	_	-	-	_
	その他賃金等	-	-	-	1	-	_	_	-	-	_
給与以外の労働条件		-				-	-	_		-	_
	その他の労働条件	-				-	-	_		-	_
組合承認・組合活動)	-				-	_	1		1	_
団体交渉促進	-	-	-	1	-	_	_	-	1	1	
その他	-	-	-	-	-	-	_	-	-	_	
合	合 計				2	2	1	1	_	4	1

⁽注)1つの事件につき複数の調整事項を持つものがあるため、他の表の件数とは必ずしも一致しない。

4 調整結果別取扱状況

係属事件の調整結果は、「打切」が1件であった(第6表)。

第6表 調整結果別取扱件数

年次 結果	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年	H30 年	R元 年	R2 年	R3 年	R4 年	R5 年
取扱件数	2	1	_	2	3	1	1	_	2	1
繰越件数	_	_	_	_	1	_	_	_	-	_
新規件数	2	1	_	2	2	1	1	_	2	1
解決件数	_	_	_	_	_	_	1	_	_	_
取下件数	2	_	_	_	_	_	_	_	-	_
打切件数	_	1	_	1	3	1	-		2	1
繰越件数	_	_	_	1	_	_	_	_	_	_

5 調整所要日数

令和5年の係属事件の所要日数の平均は、「8.0日」であった(第7表)。

第7表 調整種別所要日数

年次区分	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年	H30 年	R元 年	R2 年	R3 年	R4 年	R5 年
あっせん	_	1	ı	1	3	1	1	ı	2	1
<i>wy</i> 470	_	57.0	-	8. 0	2.3	20.0	57. 0	-	13. 5	8.0
調停	_	_	_	_	-	-	-	-	-	_
前 行	_	_	1	ı	Ι	ı	ı	ı	ı	_
/H ±5	_	_	1	I	I	ı	I	I	I	-
仲裁	_	-	-	-	-	-	_	-	_	-
合 計	_	1	-	1	3	1	1	I	2	1
合 計	_	57.0	_	8. 0	2.3	20.0	57. 0	-	13. 5	8.0

(注) ここでの「所要日数」とは、<u>調整員指名日から</u>終結日までの平均所要日数をいう。 表中の上段が件数、下段が平均日数となっている。

なお、取扱件数から調整員指名前に取下げのあったものを除いている。

6 調整事件一覧表(令和5年)

調	整	番	号	5 - 1
事	,	件	名	令和5年(調) 第1号事件
調	整	区	分	あっせん
所	;	在	地	福島市
業			種	教育・学習支援業
申		請	者	労働組合
組	合	員	数	約2万名
申	請受	付年月	日	令和5年8月28日
調	整員指	名年月	日	令和5年9月15日
終	結	年 月	日	令和5年9月22日
調	整	口	数	_
所	要	日	数	8 目
終	結	区	分	打切り
調	整	事	項	団体交渉に応じること
調		整	員	(審査調整課長) 加藤 靖宏

第2節 調整事件の概要

1 福労委令和5年(調)第1号(あっせん)事件

(1) 申請受付年月日

令和5年8月28日

(2) 当事者

申請者 X組合連合

被申請者 Y学校法人(教育·学習支援業)

(3) あっせん事項

団体交渉に応じること

(4) あっせん申請に至るまでの経過

(4) の フピル中間・	三主のようの性個
年月日	交渉経過
平成29年8月	A教諭がY学校法人の運営するM学園(福岡県)から解雇される。
	A教諭は提訴。
令和 3年1月	最高裁の上告不受理によりA教諭の解雇無効が確定。
3月	A教諭が申請外Z組合へ加入。以降、A教諭の職場復帰を求め、
	Z組合とY学校法人間で断続的に団体交渉が行われる。
10月26日	職場復帰がなされないまま、Y法人はA教諭に対しS学園(福島
	県)への配置転換を命じた。
11月12日	A教諭が配置転換命令の無効を求める仮処分申請(12月15日却下
	決定)
令和 4年1月14日	A教諭が配置転換命令の無効を求め、福岡地裁に提訴。
令和 5年3月	膠着した状況を打開するため、Z組合の上部団体であり全国組織
	であるX組合連合及びX組合連合東北ブロック協議会が2度、Y学
	校法人に団体交渉を申し入れするも、Y学校法人は応じなかった。
4月	Y学校法人が法人分割し、新たにM学校法人(本部:福岡県)が
	設立され、M学園はM学校法人、S学園はY学校法人の所属となっ
	たことが判明。なお、理事長は同一人物である。
5月10日	X組合連合等が3回目の団体交渉を申し入れたところ、4月に申
	請外Z組合がM学校法人に団体交渉を申し入れたことを理由に、Y
	学校法人は応じなかった。
8月24日	X組合連合が当委員会に対しあっせん申請を行った(28日受理)。

(5) 当事者の主な主張

ア 労働組合側

- (ア) A教諭の職場復帰を求めて団体交渉を重ねている最中に、福島県にある学校への配置転換が命じられたことは、A教諭に対する不利益取扱いであり、組合壊滅を狙った不当労働行為である。
- (イ) 福岡での団体交渉が平行線であること、福岡地裁で係争中であることを理由 に団体交渉に応じないことは団体交渉拒否であり、組合に対する不当労働行為 である。

イ 学校法人側

(ア) 9月19日の福岡地裁判決に従うことにしており、団体交渉やあっせんよりも地裁 判断を優先したい。 (イ) 団体交渉は、申請外 Z 組合からも X 組合連合からも同時期に申入れされており、「二重交渉」である。団体交渉はどちらか一方からの申入れにすべき。

(6) 終結状況(打切り)・・・・(終結年月日:令和5年9月22日)

学校法人側から、「9月4日付けで申請外Z組合が福岡県労働委員会に対し、M学校法人を相手方とした不当労働行為救済申立てを行ったことから、あっせんには応諾できない」とする回答書が9月11日に届いた。

このため、あっせん応諾の説得は困難と判断し、打切りとした。

第3節 公益事業の争議行為予告及び実情調査

令和5年に受け取った争議行為予告通知件数は41件であり、実情調査実施件数は186件であった(第1表)。

第1表 争議行為予告通知取扱件数及び実情調査実施件数

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計
予告通知件数	-	7	19	1	1	-	-	-	2	8	3	ı	41
実情調査実施件数	5	12	31	24	21	16	10	10	12	16	18	11	186

予告通知件数を争議事項別にみると、賃上げ38件、一時金が2件、労働協約が1件となっており、賃上げという経済的事項が92.7%を占めている。過去5年間を見ても、経済的事項の占める割合が大きい(第2表)。

第2表 争議事項別予告通知取扱件数

年次種別	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年	H30 年	R 元 年	R2 年	R3 年	R4 年	R5 年
賃上げ	24	32	40	32	41	24	25	25	24	38
一時金	17	21	18	2	2	8	11	11	10	2
労働協約	_	_	1	1	-	_	_	_	-	1
労働時間	_	_	_	3	-	_	_	_	-	-
団交促進	_	_	_	_	-	_	_	_	-	-
その他	4	1	3	2	7	7	3	16	7	-
合 計	45	54	62	40	50	39	39	52	41	41

次に、予告通知件数を業種別にみると、医療業が23件となっており、56.1%を占めている。 過去5年間についても、医療業の占める割合が大きい(第3表)。

第3表 業種別争議行為予告通知取扱件数

カラス 不住		ו ניייינו		******	V					
年次 種別	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年	H30 年	R 元 年	R2 年	R3 年	R4 年	R5 年
鉄 道 業	3	4	7	5	5	3	2	2	7	2
道路旅客 運 送 業	_	1	5	3	3	2	3	3	_	3
道路貨物 運 送 業	16	20	18	3	12	4	6	20	8	8
通信業	2	2	3	1	2	2	2	2	1	1
電気業	-	3	3	3	3	3	2	2	4	4
医療業	24	24	26	25	25	25	24	23	21	23
その他	-	_	_	_	_	_	-	_	_	1
合 計	45	54	62	40	50	39	39	52	41	41